

令和5年第10回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年10月10日（火） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春 2番：道園 浩二 3番：田口 昭広

4番：小島 政文 6番：告宮 幸一 7番：塚本 壽

8番：山田 和治 9番：寺本 真理子 10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

5番：尾上 春樹

○農地利用最適化推進委員

（出席：11名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 5番：田口 宗一

6番：下崎 省一 7番：宮島 正文 8番：坂口 恵美子

9番：藤井 雅史 11番：木川 保 13番：西村 隆

14番：草野 義雄 15番：淵上 米作

（欠席：4名）

3番：松岡 哲治 4番：矢野 解光 10番：小崎 良一

12番：一川 清

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

係 長：大浪 和典 主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1 報告第18号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

日程第2 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 報告第20号 農地形状変更届出について

日程第4 報告第21号 農地法施行規則第29条の規定による届出（4条関係許可不要転用届）について

日程第5 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第6 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第7 議案第44号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和5年第10回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、5番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、1番の〇〇委員、4番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>次に、報告第18号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第18号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>これは、使用貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>3番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>4番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第18号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第18号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p>

	<p>報告第19号、農地法第18条第6項による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第19号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>異議なしということですので、報告第19号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第20号「農地形状変更届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第20号、農地形状変更届出について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、周囲の農地が埋められ、宅地となり、申請地が窪地となったため、盛土を行い、畑として利用する。ということです。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、県立芦北高等学校の北側、約240mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地の周囲に農地はありますが、この農地については2番の案件で同時に農地形状変更届出が提出されておりますので、影響はないと感じました。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、1番の案件と同じく、周囲の農地が埋められ、宅地となり、申請地が窪地となったため、盛土を行い、畑として利用する。ということです。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、県立芦北高等学校の北側、約250mの場所になります。</p>

	<p>現地確認ですが、申請地の周囲に農地はありますが、1番の案件と同じ時期での形状変更となりますので、影響はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ここは令和2年の水害の影響があったところで、私が見た限り、排水もできており、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>…2番の案件も一緒に説明してもよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>2番の案件も説明をよろしくお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ここも一緒に盛土をして、畑とされるそうです。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第20号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第20号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第21号「農地法施行規則第29条の規定による届出(4条関係許可不要転用届)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>報告第21号、農地法施行規則第29条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項の規定による届出が、下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、農機具倉庫です。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は町立内野小学校の西側、約200mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、水田として利用されていますが、中山間農業モデル地区強化事業として農機具倉庫の建築が計画され、約180㎡を転用し建築するということです。近隣には農地が存在しますが、倉庫を建築しても近隣の農地への日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を10番の〇〇委員にお願いします。</p>

〇〇委員	当日は私が別件で、事務局と一緒に行動できませんでした。普段この地区は、パトロールをしておりますので、この地区の状況を把握しております。事務局の説明通りなんら問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議長	続きまして、担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇委員	〇〇委員、事務局の説明通りだと思います。 よろしくお願いいたします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第21号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員
〇〇委員	図面では、倉庫が田んぼの真ん中にありますので、せめてどちらか片方に寄ったところに作っていただけたらと思います。 ドローンなどスマート農業では自動化される状態は次々と作業員の減少に伴って、障害になるのではないかと思いました。
議長	農地は以前から使用されておらずライスセンターと同じ並びで倉庫を建築するということになります。ライスセンターより大きくはみ出して倉庫を作るわけではないということで説明を受けております。
〇〇委員	将来の展望がなく、移り変わりなどそのときに見捨てずにその時々には虫食い状態になっており、取り返しがつかないようになってしまいます。
〇〇委員	田んぼの方向じゃなくて、川沿いの方向に田んぼを建てますので、周囲の田んぼに影響はないです。
議長	皆さんに示している図面は田んぼの面積すべてを出しておりますので、倉庫の面積は左側にほんの190㎡ぐらいです。〇〇委員が心配される、将来的に田んぼへの支障をきたさないのですので大丈夫です。
事務局	農地は私が全部記載をしておりました。倉庫に関してはですね、道から川沿いに15m、幅が1mに倉庫が川の方から建つという形で、設計図を頂いております。 次回から、設計図を添付するようにいたしますので、よろしくお願いいたします。
議長	こちらの説明不足で、大変申し訳ございません。
〇〇委員	よくわかりました。 そういうことを想定して、農地や作業に支障がない場所を指定していただければよいと思いました。
議長	〇〇委員、貴重な意見を参考にさせていただいてですね、今後も農業委員会として取り組んでいきます。

	〇〇推進委員。
〇〇推進委員	私も〇〇委員の同じ意見です。 この地図の面積からしたときに、1, 1 1 2 m ² 全部、農機具倉庫になるのかと思いました。
議長	他にございませんか。 〇〇推進委員どうぞ。
〇〇推進委員	法人化され、川沿いに小さい四角がありますが、ここがライスセンターで、この横の田んぼに倉庫を建てるということです。以上です。
議長	詳しく、〇〇推進委員が説明していただきましたので、皆さんお分かりですね。 報告第21号については、これで終わります。 次に、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の5ページをお願いします。 農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北町学校給食センターの北東側、約250mの2筆です。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けた後は野菜等を栽培し、適正に管理するとのことでした。 総会資料の5ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望により譲渡する。譲受人は隣接地に住宅を建築する予定であり、申請地を取得し、野菜等の栽培を行うとのことです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われれます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。 2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

	<p>申請地は、花岡東公民館の南側、約300mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在玉ねぎが作付けされていましたが、譲り受けた後は水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の7ページをお願いします。契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は県外に居住し、耕作困難なため譲渡する。譲受人は所有農地が転用される予定のため、申請地を譲り受け、水稻の栽培を行い、耕作管理を行うとのことでした。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、鶴木山集落センターの北東側、約100mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けた後は柑橘栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の9ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望により申請地を譲り渡す。譲受人は隣接する宅地を農地として利用するため、申請地も一体として利用したいため譲り受けるとのことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番から3番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>これは有償の売買ですので問題はないと思います。</p> <p>見たときに現況は荒れていました。</p> <p>これを譲受人が畑に戻されるみたいですのでなんら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>2番は、申請地がきれいな田んぼで、なんら問題ないと思います。</p> <p>3番は、申請地が荒れていますが、綺麗に戻されるみたいでなんら問題ない</p>

	と思います。よろしくお願ひします。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いひします。
〇〇推進委員	1番から3番ともに事務局と〇〇委員の言われた通りです。 現況が荒れている申請地は元に戻されるそうひですので、よろしくお願ひします。
議長	担当委員からの説明が終わりひました。 議案第42号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願ひします。 お諮りひします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということひですので、1番については、原案のとおり決定ひました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということひですので、2番については、原案のとおり決定ひました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということひですので、3番については、原案のとおり決定ひました。 次に、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とひします。事務局より説明をお願ひひします。
事務局	議案書の6ページをお願ひひします。 議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるひものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりひです。 転用目的は、駐車場ひです。 総会資料の10ページをお願ひひします。申請地の位置図を載せてひいます。 申請地は、芦北町学校給食センターの北側、約270mの2筆ひです。 現地確認ひですが、申請地は2筆とも耕作されてひいますが、隣接する西側の農地については、今後住宅建設用地として転用が計画されてひいるとのことひで、南側の農地については、休耕地となっており、さらに申請地より2m程度高いひので日照・通風等に影響はないひと思われます。

	<p>総会資料の11ページをお願いします。配置図を載せています。</p> <p>給水については無し、排水については、雨水は自然透水のみとなります。</p> <p>総会資料の12ページをお願いします。農地区分図を載せています。</p> <p>農地の広がりとは約0.1haです。</p> <p>総会資料の13ページをお願いします。</p> <p>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は社会福祉施設を運営しているが、事業用車両及び職員駐車場が不足するため、新たに駐車場を造成することによって、今回申請するものです。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題がないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員と事務局と現地を見に行きました。</p> <p>駐車場にしても、周囲に影響はないと思われます。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>図面の通りで、なんら問題ないと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第43号について、質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第43号について、異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議なしということですので、議案第43号については、原案のとおり決定しました。</p>

	次に、議案第44号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第44号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年6か月間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>所有権移転の部1番、所有権移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は果樹で、売買価格は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第44号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>